投資信託説明書
（請求目論見書）
使用開始日 2024.8.10

オーストラリア・リート・オープン（毎月決算型）

追加型投信／海外／不動産投信／インデックス型

この目論見書により行う「オーストラリア・リート・オープン（毎月決算型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を 2024 年 2 月 9 日に関東財務局長に提出しており、2024 年 2 月 10 日に効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。

発行者名	：	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	：	取締役社長　横川　直
本店の所在の場所	：	東京都港区東新橋一丁目９番１号
縦覧に供する場所	：	該当事項はありません。

MUFG 三菱UFJアセットマネジメント

◇MSM-922059-0000-20240810◇

目次

第一部【証券情報】 1
（１）【ファンドの名称】 1
（２）【内国投資信託受益証券の形態等】 1
（３）【発行（売出）価額の総額】 1
（４）【発行（売出）価格】 1
（５）【申込手数料】 1
（６）【申込単位】 1
（７）【申込期間】 1
（８）【申込取扱場所】 2
（９）【払込期日】 2
（１０）【払込取扱場所】 2
（１１）【振替機関に関する事項】 2
（１２）【その他】 2
第二部【ファンド情報】 3
第１【ファンドの状況】 3
第２【管理及び運営】 39
第３【ファンドの経理状況】 45
第４【内国投資信託受益証券事務の概要】 58
第三部【委託会社等の情報】 59
第１【委託会社等の概況】 59
約款 90

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

オーストラリア・リート・オープン（毎月決算型）（「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。
信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

１兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。
なお、下記においてもご照会いただけます。
三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034（受付時間：営業日の 9:00～17:00）
ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/
（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。
なお、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

（５）【申込手数料】

申込価額（発行価格）×2.75%（税抜 2.5%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。
申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位
申込単位は販売会社にご確認ください。

（７）【申込期間】

2024 年 2 月 10 日から 2025 年 2 月 10 日まで
※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。
販売会社は、下記にてご確認いただけます。
　三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
　お客様専用フリーダイヤル　0120-151034（受付時間：営業日の 9:00～17:00）

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

（１１）【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、Ｓ＆Ｐ／ＡＳＸ 200 Ａ－ＲＥＩＴインデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。
信託金の限度額は、1,500 億円です。
＊委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。
当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	ＭＭＦ	インデックス型
	海外	債券	ＭＲＦ	
追加型	内外	不動産投信	ＥＴＦ	特殊型 （　　）
		その他資産 （　　）		
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 （　　） 不動産投信 その他資産（投資信託証券（不動産投信）） 資産複合 （　　）	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年 12 回 （毎月） 日々 その他 （　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　） なし	日経２２５ ＴＯＰＩＸ その他 （S&P／ASX 200 A－REITインデックス(配当込み、円換算ベース)）	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型／絶対収益追求型 その他 （　　）

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。
※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	ＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「ＭＲＦ及びMMＦの運営に関する規則」に規定するMMＦをいいます。
	ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「ＭＲＦ及びMMＦの運営に関する規則」に規定するＭＲＦをいいます。
	ＥＴＦ	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第１号および第２号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第９条の４の２に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年１回		信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回		信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年４回		信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）		信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 12 回（毎月）		信託約款において、年 12 回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル		信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本		信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米		信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州		信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア		信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア		信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米		信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ		信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の

		資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

［ファンドの目的・特色］

ファンドの目的

オーストラリア証券取引所に上場されている不動産投資信託証券を実質的な主要投資対象とし、当該上場不動産投資信託証券の指標であるS&P／ASX 200 A−REITインデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果をめざします。

ファンドの特色

特色1 S&P／ASX 200 A−REITインデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

● S&P／ASX 200 A−REITインデックス（配当込み、円換算ベース）をベンチマークとします。

<運用プロセスのイメージ>

ステップ1:投資対象ユニバースの作成

↓ ベンチマーク採用銘柄を主要投資対象とします。

ステップ2:ポートフォリオ案の作成

↓ モニタリング結果に加えて、ファンドの資金動向やベンチマーク構成の変動などを考慮してポートフォリオ案を作成します。

ステップ3:売買執行

↓ 売買執行の際には、売買コストの抑制に留意します。

ステップ4:モニタリング

一連の投資行動を分析し、その結果をポートフォリオに反映することで、運用の継続的な改善に努めます。

! 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

☞「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html)

不動産投資信託証券とは

不動産投資法人の投資証券または不動産投資信託の受益証券をいいます。多数の投資家から資金を集めて不動産を所有、管理、運営し、そこから生じる賃貸料収入や売却益を投資家に分配する商品で、一般的にREIT（リート:Real Estate Investment Trust）と呼ばれています。分配金の原資は主に多数の物件からの賃貸料収入などです。

<不動産投資信託証券のしくみ>

特色2 原則として、為替ヘッジは行いません。

- 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

特色3 原則として毎月、収益を分配します。

- 決算日(毎月10日(休業日の場合は翌営業日))に、基準価額水準、市況動向等を勘案したうえで、収益を分配します。
- 原則として、配当等収益や分配対象額の水準等を考慮し、安定した分配を継続することをめざします。なお、分配原資が少額の場合は、分配を行わないことがあります。また、基準価額水準、運用状況等によっては安定した分配とならないことがあります。

<分配金の支払いのイメージ>

! 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

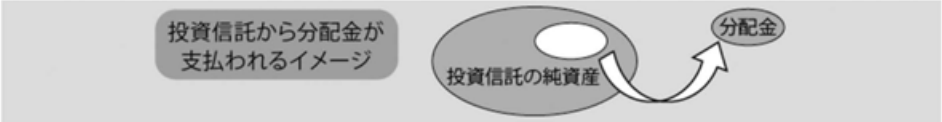

◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合

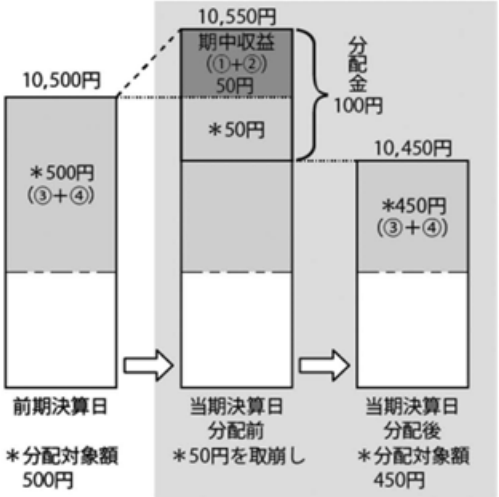

前期決算日から基準価額が下落した場合

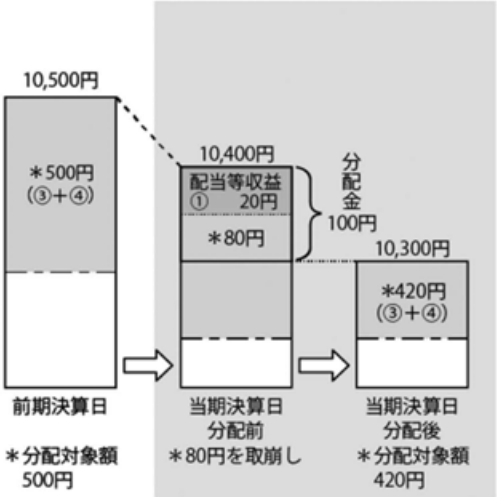

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

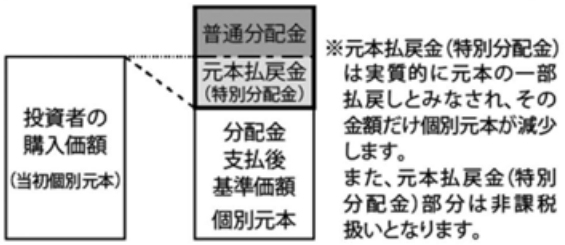

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

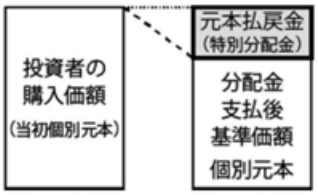

普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 （5）課税上の取扱い」をご参照ください。

■ファンドの仕組み

運用は主にオーストラリア・リート・マザーファンドへの投資を通じて、オーストラリア証券取引所に上場されている不動産投資信託証券へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。

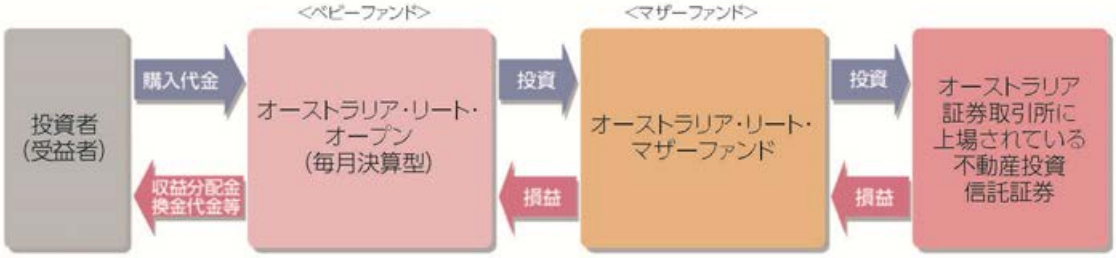

■主な投資制限

株式	株式への直接投資は行いません。
投資信託証券の一銘柄制限	同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	不動産投信指数先物取引を行うことができます。

S&P／ASX 200 A−REIT インデックス(配当込み)とは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが公表している指数で、オーストラリア証券取引所の上場不動産投資信託の値動きを示す代表的な指数の1つです。S&P／ASX 200 A−REIT インデックス(配当込み、円換算ベース)とは、S&P／ASX 200 A−REIT インデックス(配当込み)をもとに、委託会社が計算したものです。S&P／ASX 200 A−REIT インデックス(配当込み)はS&P Dow Jones Indices LLC(「SPDJI」)の商品であり、これを利用するライセンスが三菱UFJアセットマネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®はStandard & Poor'sFinancial Services LLC(「S&P」)の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC(「DowJones」)の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが三菱UFJアセットマネジメント株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P／ASX 200 A−REIT インデックス(配当込み)の誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

2004 年 11 月 19 日	設定日、信託契約締結、運用開始
2005 年 10 月 1 日	ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱ＵＦＪ投信株式会社に承継

（3）【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）

お申込金↓↑収益分配金、解約代金等

販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

お申込金↓↑収益分配金、解約代金等

受託会社（受託者） 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	**委託会社（委託者） 三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社**
信託財産の保管・管理等を行います。	**信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。**

投資↓↑損益

マザーファンド

投資↓↑損益

不動産投資信託証券等

②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2024 年 5 月末現在）

・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 404 号

・設立年月日
1985 年 8 月 1 日

・資本金
2,000 百万円

・沿革

1997 年 5 月	東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004 年 10 月	東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005 年 10 月	三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
2015 年 7 月	三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更
2023 年 10 月	エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社に

変更

・大株主の状況

株　主　名	住　　所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目７番１号	211,581 株	100.0%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

オーストラリア・リート・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、オーストラリア証券取引所に上場されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）に直接投資することがあります。
受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。
対象インデックスとの連動を維持するため、不動産投信指数先物取引を利用し不動産投資信託証券の実質投資比率が 100%を超える場合があります。
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
なお、市場の流動性や資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

オーストラリア・リート・マザーファンドは、投資成果をＳ＆Ｐ／ＡＳＸ 200 Ａ－ＲＥＩＴインデックス（配当込み、円換算ベース）の動きにできるだけ連動させるため、原則として、同指数に採用されている全銘柄をその時価総額の構成比に準じて組み入れます。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
　イ．有価証券
　ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第 20 項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）
　　ａ．不動産投信指数先物取引等
　ハ．約束手形
　ニ．金銭債権
２．次に掲げる特定資産以外の資産
　イ．為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社とするオーストラリア・リート・マザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

１．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および、社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
２．コマーシャル・ペーパー
３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、２．の証券の性質を有するもの
４．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 10 号で定めるものをいいます。）
５．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。）
６．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受

益証券に限ります。）

なお、１．の証券を以下「公社債」といい、４．および５．の証券を以下「投資信託証券」といいます。公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

④その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

・外国為替予約取引

＜オーストラリア・リート・マザーファンドの概要＞

（基本方針）

この投資信託は、Ｓ＆Ｐ／ＡＳＸ 200 Ａ－ＲＥＩＴインデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

（運用方法）

①投資対象

オーストラリア証券取引所に上場されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）を主要投資対象とします。

②投資態度

投資成果をＳ＆Ｐ／ＡＳＸ 200 Ａ－ＲＥＩＴインデックス（配当込み、円換算ベース）の動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

原則として、同指数に採用されている全銘柄をその時価総額の構成比に準じて組み入れます。

不動産投資信託証券の投資比率は、原則として高位を維持することとします。

ただし、資産規模の制約により、全銘柄を保有しない場合があります。

対象インデックスとの連動を維持するため、不動産投信指数先物取引を利用し不動産投資信託証券の実質投資比率が 100%を超える場合があります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

なお、市場の流動性や資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

①株式への直接投資は行いません。

②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

③外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

④不動産投信指数先物取引を行うことができます。

⑤外国為替予約取引は為替変動リスクを回避するため行うことができます。

⑥デリバティブ取引（法人税法第 61 条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

（３）【運用体制】

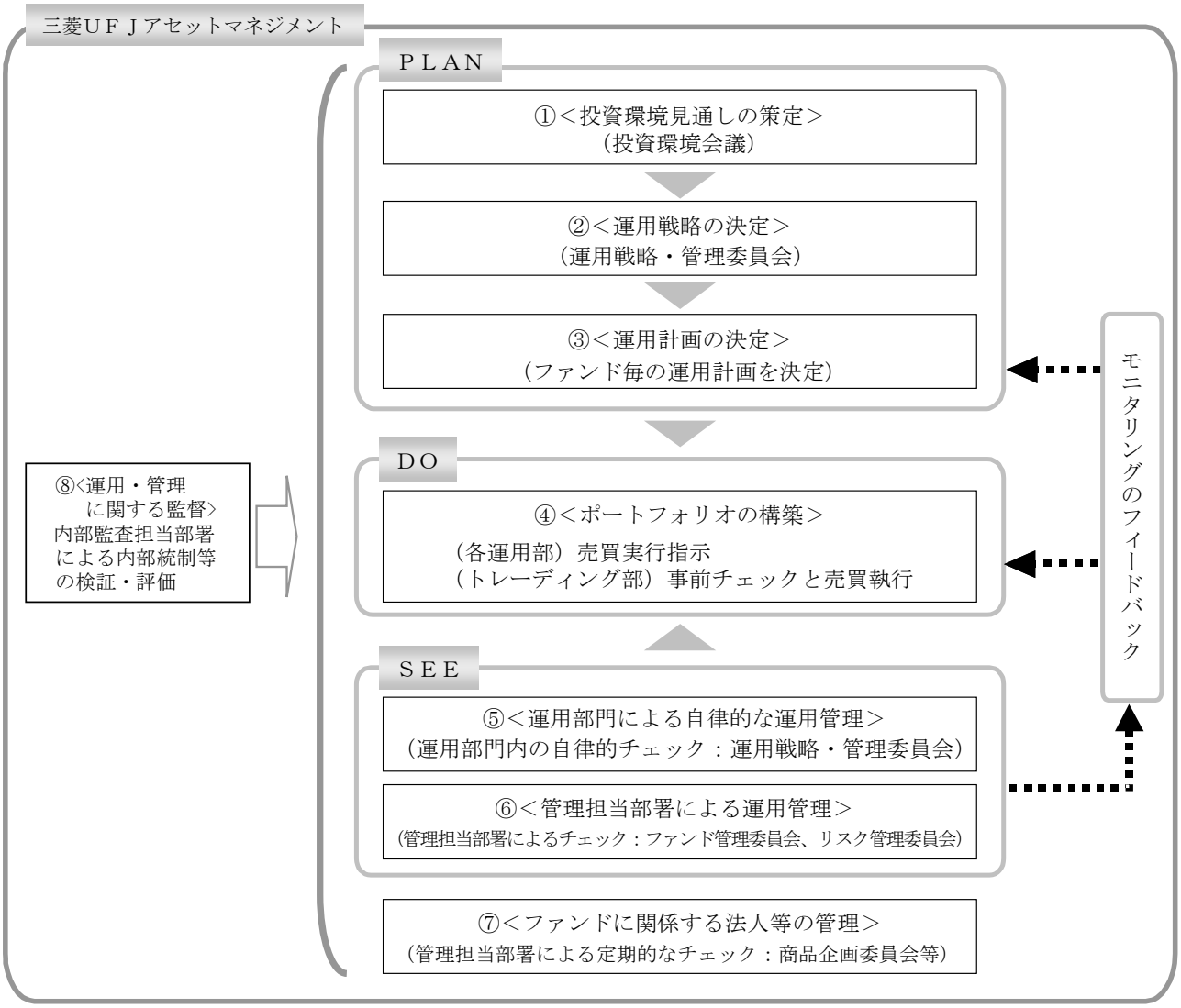

①投資環境見通しの策定
　投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。
②運用戦略の決定
　運用戦略・管理委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。
③運用計画の決定
　②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。
④ポートフォリオの構築
　各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。
⑤運用部門による自律的な運用管理
　運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。
⑥管理担当部署による運用管理
　運用部から独立した管理担当部署（40～60 名程度）は、(a) 運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b) リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。

この結果は、(a) についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b) についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10 名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」　https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html

（4）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（5）【投資制限】

＜信託約款に定められた投資制限＞

①株式

株式への直接投資は行いません。

②投資信託証券

投資信託証券への実質投資割合に制限を設けません。

③信用取引

信用取引の指図は行いません。

④外国為替予約取引

ａ．委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

⑥資金の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始

日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

ｃ．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑦特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

⑧デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑨信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３【投資リスク】

（１）投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

①価格変動リスク

一般に、不動産投資信託証券の価格は保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動するため、当ファンドはその影響を受け不動産投資信託証券の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

保有不動産等の価値は、不動産市況、社会情勢等のマクロ的な要因の他、不動産の質や収益増減等の個別の要因によって変動しますが、災害等による保有不動産の滅失、劣化または毀損があった場合には、その影響を大きく受けることがあります。なお、保有不動産等から得られる収益は、賃料水準、稼働率、借入金利等の要因により変動します。

また、不動産投資信託証券は、株式と同様に上場市場で取引が行われ市場の需給を受けて価格が決定しますが、利回りに着目して取引される傾向もあるため、公社債と同様に、金利の影響を受けることがあります。よって、金利の上昇局面では、不動産投資信託証券に対する投資価値が相対的に低下し、不動産投資信託証券の市場価格が下落する場合があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の不動産投資信託証券は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいい、株式や公社債への投資と同様に、当ファンドはそのリスクを伴います。当フ

ァンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

④流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている不動産投資信託証券の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、不動産投資信託証券は、株式と比べ市場規模が小さく、また、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

※留意事項

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の６の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。

・当ファンドは、Ｓ＆Ｐ／ＡＳＸ 200 Ａ－ＲＥＩＴインデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、不動産投信指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響等の要因によりカイ離を生じることがあります。

・不動産投資信託証券および不動産投資信託証券が保有する不動産に係る法律、税制、会計などの制度変更が、不動産投資信託証券の価格や配当率に影響を及ぼすことがあります。不動産投資信託証券の投資口数が増加する場合、１口当たりの不動産投資信託証券の収益性が低下することがあります。

・対象指数との連動性を保つために特定の銘柄に集中投資することがあります。そのため、当該銘柄の影響を大きく受ける場合があります。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

②リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

③内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

＊組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2019年6月末～2024年5月末)

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2019年6月末～2024年5月末)

(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA−BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA−BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4 【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込価額（発行価格）×2.75%（税抜 2.5%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。
申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。
※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

（2）【換金（解約）手数料】

かかりません。
ただし、解約時に信託財産留保額（当該基準価額の 0.3%）が差し引かれます。
※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

（3）【信託報酬等】

・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年 0.825%（税抜 0.75%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

１万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）
※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.37%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.3%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.08%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

ファンドは実質的に上場投資信託（リート）を投資対象としており、上場投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。

（4）【その他の手数料等】

・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付

運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315％（所得税 15％、復興特別所得税 0.315％、地方税５％）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315％（所得税 15％、復興特別所得税 0.315％、地方税５％）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315％（所得税 15％、復興特別所得税 0.315％、地方税５％）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「ＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドは、ＮＩＳＡの対象ではありません。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として 15.315％（所得税 15％、復興特別所得税 0.315％）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本か

ら当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は 2024 年 5 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（以下「当期間」といいます。）（2023年11月11日～2024年5月10日）における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.89%	0.82%	0.07%

（比率は年率、表示桁数未満四捨五入）

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を当期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。

詳細につきましては、当期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

【オーストラリア・リート・オープン（毎月決算型）】

（1）【投資状況】

2024 年 5 月 31 日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	2,430,623,699	99.99
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	243,893	0.01
純資産総額		2,430,867,592	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位３０銘柄

2024 年 5 月 31 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
日本	親投資信託受益証券	オーストラリア・リート・マザーファンド	796,638,491	3.0397	2,421,555,579	3.0511	2,430,623,699	99.99

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2024 年 5 月 31 日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2024年5月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第112計算期間末日　（2014年 6月10日）	4,535,846,618	4,581,553,382	3,970	4,010
第113計算期間末日　（2014年 7月10日）	4,566,351,199	4,612,075,139	3,995	4,035
第114計算期間末日　（2014年 8月11日）	4,499,991,575	4,545,802,971	3,929	3,969
第115計算期間末日　（2014年 9月10日）	4,895,054,267	4,940,813,341	4,279	4,319
第116計算期間末日　（2014年10月10日）	4,514,964,595	4,560,726,840	3,946	3,986
第117計算期間末日　（2014年11月10日）	4,875,305,604	4,920,703,712	4,296	4,336
第118計算期間末日　（2014年12月10日）	4,723,773,488	4,767,930,724	4,279	4,319
第119計算期間末日　（2015年 1月13日）	4,760,986,192	4,804,547,883	4,372	4,412
第120計算期間末日　（2015年 2月10日）	4,903,201,204	4,946,928,954	4,485	4,525
第121計算期間末日　（2015年 3月10日）	4,778,379,141	4,821,901,920	4,392	4,432
第122計算期間末日　（2015年 4月10日）	4,989,583,303	5,034,546,532	4,439	4,479
第123計算期間末日　（2015年 5月11日）	4,913,018,965	4,958,398,698	4,331	4,371
第124計算期間末日　（2015年 6月10日）	4,881,458,283	4,927,198,650	4,269	4,309
第125計算期間末日　（2015年 7月10日）	4,624,440,225	4,670,092,291	4,052	4,092
第126計算期間末日　（2015年 8月10日）	4,711,638,695	4,756,990,384	4,156	4,196
第127計算期間末日　（2015年 9月10日）	4,183,157,414	4,228,342,311	3,703	3,743
第128計算期間末日　（2015年10月13日）	4,309,447,655	4,354,732,980	3,806	3,846
第129計算期間末日　（2015年11月10日）	4,260,856,672	4,305,849,235	3,788	3,828
第130計算期間末日　（2015年12月10日）	4,272,339,631	4,316,209,767	3,895	3,935
第131計算期間末日　（2016年 1月12日）	3,848,876,930	3,892,687,933	3,514	3,554
第132計算期間末日　（2016年 2月10日）	3,841,552,345	3,885,141,318	3,525	3,565
第133計算期間末日　（2016年 3月10日）	4,190,030,047	4,233,784,754	3,830	3,870

第 134 計算期間末日	(2016 年 4 月 11 日)	4,031,447,069	4,075,103,494	3,694	3,734
第 135 計算期間末日	(2016 年 5 月 10 日)	4,114,500,751	4,158,398,153	3,749	3,789
第 136 計算期間末日	(2016 年 6 月 10 日)	4,170,355,912	4,214,338,758	3,793	3,833
第 137 計算期間末日	(2016 年 7 月 11 日)	4,090,385,080	4,134,566,147	3,703	3,743
第 138 計算期間末日	(2016 年 8 月 10 日)	4,127,926,478	4,171,839,743	3,760	3,800
第 139 計算期間末日	(2016 年 9 月 12 日)	3,867,683,737	3,911,626,151	3,521	3,561
第 140 計算期間末日	(2016 年 10 月 11 日)	3,779,963,034	3,824,103,513	3,425	3,465
第 141 計算期間末日	(2016 年 11 月 10 日)	3,631,380,026	3,675,385,837	3,301	3,341
第 142 計算期間末日	(2016 年 12 月 12 日)	3,907,319,220	3,951,254,536	3,557	3,597
第 143 計算期間末日	(2017 年 1 月 10 日)	4,013,723,104	4,057,268,174	3,687	3,727
第 144 計算期間末日	(2017 年 2 月 10 日)	3,965,649,401	4,009,244,055	3,639	3,679
第 145 計算期間末日	(2017 年 3 月 10 日)	3,944,044,626	3,987,568,596	3,625	3,665
第 146 計算期間末日	(2017 年 4 月 10 日)	3,943,632,452	3,987,362,997	3,607	3,647
第 147 計算期間末日	(2017 年 5 月 10 日)	3,900,675,703	3,944,430,286	3,566	3,606
第 148 計算期間末日	(2017 年 6 月 12 日)	3,693,566,639	3,736,850,994	3,413	3,453
第 149 計算期間末日	(2017 年 7 月 10 日)	3,588,866,426	3,631,555,088	3,363	3,403
第 150 計算期間末日	(2017 年 8 月 10 日)	3,563,388,194	3,605,692,463	3,369	3,409
第 151 計算期間末日	(2017 年 9 月 11 日)	3,655,419,291	3,698,218,811	3,416	3,456
第 152 計算期間末日	(2017 年 10 月 10 日)	3,568,215,967	3,610,849,355	3,348	3,388
第 153 計算期間末日	(2017 年 11 月 10 日)	3,731,566,222	3,774,065,980	3,512	3,552
第 154 計算期間末日	(2017 年 12 月 11 日)	3,670,907,344	3,713,401,333	3,455	3,495
第 155 計算期間末日	(2018 年 1 月 10 日)	3,693,460,414	3,735,645,306	3,502	3,542
第 156 計算期間末日	(2018 年 2 月 13 日)	3,270,295,389	3,312,671,214	3,087	3,127
第 157 計算期間末日	(2018 年 3 月 12 日)	3,290,877,479	3,333,544,922	3,085	3,125
第 158 計算期間末日	(2018 年 4 月 10 日)	3,215,941,656	3,258,713,481	3,008	3,048
第 159 計算期間末日	(2018 年 5 月 10 日)	3,306,155,872	3,348,701,506	3,108	3,148
第 160 計算期間末日	(2018 年 6 月 11 日)	3,305,215,592	3,347,657,949	3,115	3,155
第 161 計算期間末日	(2018 年 7 月 10 日)	3,357,005,651	3,399,289,952	3,176	3,216
第 162 計算期間末日	(2018 年 8 月 10 日)	3,320,239,923	3,362,517,963	3,141	3,181
第 163 計算期間末日	(2018 年 9 月 10 日)	3,174,506,535	3,216,739,340	3,007	3,047
第 164 計算期間末日	(2018 年 10 月 10 日)	3,088,410,184	3,130,679,266	2,923	2,963
第 165 計算期間末日	(2018 年 11 月 12 日)	3,078,296,837	3,120,343,203	2,928	2,968
第 166 計算期間末日	(2018 年 12 月 10 日)	3,088,381,697	3,130,437,206	2,937	2,977
第 167 計算期間末日	(2019 年 1 月 10 日)	2,861,568,379	2,903,815,920	2,709	2,749
第 168 計算期間末日	(2019 年 2 月 12 日)	3,066,876,684	3,087,841,506	2,926	2,946
第 169 計算期間末日	(2019 年 3 月 11 日)	2,963,013,179	2,982,958,913	2,971	2,991
第 170 計算期間末日	(2019 年 4 月 10 日)	2,987,187,273	3,007,154,917	2,992	3,012
第 171 計算期間末日	(2019 年 5 月 10 日)	2,837,702,309	2,857,549,794	2,860	2,880
第 172 計算期間末日	(2019 年 6 月 10 日)	3,010,667,556	3,030,762,165	2,996	3,016
第 173 計算期間末日	(2019 年 7 月 10 日)	3,096,797,979	3,116,859,140	3,087	3,107
第 174 計算期間末日	(2019 年 8 月 13 日)	2,869,788,015	2,889,808,230	2,867	2,887

第 175 計算期間末日	(2019 年 9 月 10 日)	2,889,919,241	2,909,930,681	2,888	2,908
第 176 計算期間末日	(2019 年 10 月 10 日)	2,814,877,769	2,834,863,067	2,817	2,837
第 177 計算期間末日	(2019 年 11 月 11 日)	2,994,555,069	3,015,362,807	2,878	2,898
第 178 計算期間末日	(2019 年 12 月 10 日)	2,980,002,051	3,000,515,369	2,905	2,925
第 179 計算期間末日	(2020 年 1 月 10 日)	2,940,741,019	2,961,111,991	2,887	2,907
第 180 計算期間末日	(2020 年 2 月 10 日)	2,958,025,049	2,968,184,543	2,912	2,922
第 181 計算期間末日	(2020 年 3 月 10 日)	2,482,932,349	2,493,129,941	2,435	2,445
第 182 計算期間末日	(2020 年 4 月 10 日)	1,902,459,618	1,912,590,426	1,878	1,888
第 183 計算期間末日	(2020 年 5 月 11 日)	1,883,583,629	1,893,639,380	1,873	1,883
第 184 計算期間末日	(2020 年 6 月 10 日)	2,361,112,933	2,371,170,205	2,348	2,358
第 185 計算期間末日	(2020 年 7 月 10 日)	2,082,266,660	2,092,301,267	2,075	2,085
第 186 計算期間末日	(2020 年 8 月 11 日)	2,166,384,423	2,176,341,916	2,176	2,186
第 187 計算期間末日	(2020 年 9 月 10 日)	2,266,104,650	2,276,039,722	2,281	2,291
第 188 計算期間末日	(2020 年 10 月 12 日)	2,330,965,765	2,340,841,337	2,360	2,370
第 189 計算期間末日	(2020 年 11 月 10 日)	2,415,866,734	2,425,674,677	2,463	2,473
第 190 計算期間末日	(2020 年 12 月 10 日)	2,501,617,466	2,511,355,894	2,569	2,579
第 191 計算期間末日	(2021 年 1 月 12 日)	2,487,390,257	2,497,076,550	2,568	2,578
第 192 計算期間末日	(2021 年 2 月 10 日)	2,417,084,607	2,421,879,138	2,521	2,526
第 193 計算期間末日	(2021 年 3 月 10 日)	2,491,010,785	2,495,748,631	2,629	2,634
第 194 計算期間末日	(2021 年 4 月 12 日)	2,636,901,005	2,641,595,240	2,809	2,814
第 195 計算期間末日	(2021 年 5 月 10 日)	2,435,375,772	2,439,589,594	2,890	2,895
第 196 計算期間末日	(2021 年 6 月 10 日)	2,459,911,695	2,464,046,352	2,975	2,980
第 197 計算期間末日	(2021 年 7 月 12 日)	2,353,398,450	2,357,436,265	2,914	2,919
第 198 計算期間末日	(2021 年 8 月 10 日)	2,374,487,181	2,378,496,054	2,962	2,967
第 199 計算期間末日	(2021 年 9 月 10 日)	2,385,769,073	2,389,726,040	3,015	3,020
第 200 計算期間末日	(2021 年 10 月 11 日)	2,344,417,872	2,348,328,619	2,997	3,002
第 201 計算期間末日	(2021 年 11 月 10 日)	2,455,753,484	2,459,592,920	3,198	3,203
第 202 計算期間末日	(2021 年 12 月 10 日)	2,393,150,935	2,396,914,998	3,179	3,184
第 203 計算期間末日	(2022 年 1 月 11 日)	2,423,793,662	2,427,538,200	3,236	3,241
第 204 計算期間末日	(2022 年 2 月 10 日)	2,286,792,225	2,290,525,001	3,063	3,068
第 205 計算期間末日	(2022 年 3 月 10 日)	2,235,536,799	2,239,256,628	3,005	3,010
第 206 計算期間末日	(2022 年 4 月 11 日)	2,547,148,380	2,550,857,243	3,434	3,439
第 207 計算期間末日	(2022 年 5 月 10 日)	2,181,776,621	2,185,464,750	2,958	2,963
第 208 計算期間末日	(2022 年 6 月 10 日)	2,227,023,301	2,230,685,261	3,041	3,046
第 209 計算期間末日	(2022 年 7 月 11 日)	2,161,382,165	2,165,018,555	2,972	2,977
第 210 計算期間末日	(2022 年 8 月 10 日)	2,245,130,957	2,248,728,793	3,120	3,125
第 211 計算期間末日	(2022 年 9 月 12 日)	2,224,779,699	2,228,346,180	3,119	3,124
第 212 計算期間末日	(2022 年 10 月 11 日)	1,862,682,068	1,866,244,090	2,615	2,620
第 213 計算期間末日	(2022 年 11 月 10 日)	2,058,258,922	2,061,817,635	2,892	2,897
第 214 計算期間末日	(2022 年 12 月 12 日)	2,065,776,399	2,069,315,616	2,918	2,923
第 215 計算期間末日	(2023 年 1 月 10 日)	1,968,385,217	1,971,844,276	2,845	2,850

第 216 計算期間末日 (2023 年 2 月 10 日)	2,077,613,292	2,081,053,458	3,020	3,025
第 217 計算期間末日 (2023 年 3 月 10 日)	2,017,638,953	2,021,060,205	2,949	2,954
第 218 計算期間末日 (2023 年 4 月 10 日)	1,887,815,720	1,891,236,975	2,759	2,764
第 219 計算期間末日 (2023 年 5 月 10 日)	2,035,144,973	2,038,561,719	2,978	2,983
第 220 計算期間末日 (2023 年 6 月 12 日)	1,996,691,429	2,000,081,764	2,945	2,950
第 221 計算期間末日 (2023 年 7 月 10 日)	1,986,106,345	1,989,468,821	2,953	2,958
第 222 計算期間末日 (2023 年 8 月 10 日)	1,959,394,742	1,962,681,228	2,981	2,986
第 223 計算期間末日 (2023 年 9 月 11 日)	1,992,505,302	1,995,754,875	3,066	3,071
第 224 計算期間末日 (2023 年 10 月 10 日)	1,855,565,998	1,858,779,368	2,887	2,892
第 225 計算期間末日 (2023 年 11 月 10 日)	1,906,394,297	1,909,596,823	2,976	2,981
第 226 計算期間末日 (2023 年 12 月 11 日)	1,987,879,097	1,991,041,683	3,143	3,148
第 227 計算期間末日 (2024 年 1 月 10 日)	2,059,061,263	2,062,175,513	3,306	3,311
第 228 計算期間末日 (2024 年 2 月 13 日)	2,177,368,927	2,180,450,208	3,533	3,538
第 229 計算期間末日 (2024 年 3 月 11 日)	2,290,764,193	2,293,821,918	3,746	3,751
第 230 計算期間末日 (2024 年 4 月 10 日)	2,394,454,387	2,397,509,449	3,919	3,924
第 231 計算期間末日 (2024 年 5 月 10 日)	2,431,337,985	2,434,388,692	3,985	3,990
2023 年 5 月末日	2,009,441,660	—	2,951	—
6 月末日	2,043,090,279	—	3,038	—
7 月末日	2,040,292,999	—	3,073	—
8 月末日	2,057,249,778	—	3,149	—
9 月末日	1,902,713,748	—	2,956	—
10 月末日	1,734,824,967	—	2,707	—
11 月末日	1,963,135,871	—	3,096	—
12 月末日	2,131,457,574	—	3,419	—
2024 年 1 月末日	2,092,884,229	—	3,389	—
2 月末日	2,202,491,264	—	3,584	—
3 月末日	2,464,551,181	—	4,033	—
4 月末日	2,345,159,072	—	3,846	—
5 月末日	2,430,867,592	—	3,998	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 112 計算期間	40 円
第 113 計算期間	40 円
第 114 計算期間	40 円
第 115 計算期間	40 円
第 116 計算期間	40 円
第 117 計算期間	40 円

第 118 計算期間	40 円
第 119 計算期間	40 円
第 120 計算期間	40 円
第 121 計算期間	40 円
第 122 計算期間	40 円
第 123 計算期間	40 円
第 124 計算期間	40 円
第 125 計算期間	40 円
第 126 計算期間	40 円
第 127 計算期間	40 円
第 128 計算期間	40 円
第 129 計算期間	40 円
第 130 計算期間	40 円
第 131 計算期間	40 円
第 132 計算期間	40 円
第 133 計算期間	40 円
第 134 計算期間	40 円
第 135 計算期間	40 円
第 136 計算期間	40 円
第 137 計算期間	40 円
第 138 計算期間	40 円
第 139 計算期間	40 円
第 140 計算期間	40 円
第 141 計算期間	40 円
第 142 計算期間	40 円
第 143 計算期間	40 円
第 144 計算期間	40 円
第 145 計算期間	40 円
第 146 計算期間	40 円
第 147 計算期間	40 円
第 148 計算期間	40 円
第 149 計算期間	40 円
第 150 計算期間	40 円
第 151 計算期間	40 円
第 152 計算期間	40 円
第 153 計算期間	40 円
第 154 計算期間	40 円
第 155 計算期間	40 円
第 156 計算期間	40 円
第 157 計算期間	40 円
第 158 計算期間	40 円

第 159 計算期間	40 円
第 160 計算期間	40 円
第 161 計算期間	40 円
第 162 計算期間	40 円
第 163 計算期間	40 円
第 164 計算期間	40 円
第 165 計算期間	40 円
第 166 計算期間	40 円
第 167 計算期間	40 円
第 168 計算期間	20 円
第 169 計算期間	20 円
第 170 計算期間	20 円
第 171 計算期間	20 円
第 172 計算期間	20 円
第 173 計算期間	20 円
第 174 計算期間	20 円
第 175 計算期間	20 円
第 176 計算期間	20 円
第 177 計算期間	20 円
第 178 計算期間	20 円
第 179 計算期間	20 円
第 180 計算期間	10 円
第 181 計算期間	10 円
第 182 計算期間	10 円
第 183 計算期間	10 円
第 184 計算期間	10 円
第 185 計算期間	10 円
第 186 計算期間	10 円
第 187 計算期間	10 円
第 188 計算期間	10 円
第 189 計算期間	10 円
第 190 計算期間	10 円
第 191 計算期間	10 円
第 192 計算期間	5 円
第 193 計算期間	5 円
第 194 計算期間	5 円
第 195 計算期間	5 円
第 196 計算期間	5 円
第 197 計算期間	5 円
第 198 計算期間	5 円
第 199 計算期間	5 円

第 200 計算期間	5 円
第 201 計算期間	5 円
第 202 計算期間	5 円
第 203 計算期間	5 円
第 204 計算期間	5 円
第 205 計算期間	5 円
第 206 計算期間	5 円
第 207 計算期間	5 円
第 208 計算期間	5 円
第 209 計算期間	5 円
第 210 計算期間	5 円
第 211 計算期間	5 円
第 212 計算期間	5 円
第 213 計算期間	5 円
第 214 計算期間	5 円
第 215 計算期間	5 円
第 216 計算期間	5 円
第 217 計算期間	5 円
第 218 計算期間	5 円
第 219 計算期間	5 円
第 220 計算期間	5 円
第 221 計算期間	5 円
第 222 計算期間	5 円
第 223 計算期間	5 円
第 224 計算期間	5 円
第 225 計算期間	5 円
第 226 計算期間	5 円
第 227 計算期間	5 円
第 228 計算期間	5 円
第 229 計算期間	5 円
第 230 計算期間	5 円
第 231 計算期間	5 円

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第 112 計算期間	1.75
第 113 計算期間	1.63
第 114 計算期間	△0.65
第 115 計算期間	9.92
第 116 計算期間	△6.84

第 117 計算期間	9.88
第 118 計算期間	0.53
第 119 計算期間	3.10
第 120 計算期間	3.49
第 121 計算期間	△1.18
第 122 計算期間	1.98
第 123 計算期間	△1.53
第 124 計算期間	△0.50
第 125 計算期間	△4.14
第 126 計算期間	3.55
第 127 計算期間	△9.93
第 128 計算期間	3.86
第 129 計算期間	0.57
第 130 計算期間	3.88
第 131 計算期間	△8.75
第 132 計算期間	1.45
第 133 計算期間	9.78
第 134 計算期間	△2.50
第 135 計算期間	2.57
第 136 計算期間	2.24
第 137 計算期間	△1.31
第 138 計算期間	2.61
第 139 計算期間	△5.29
第 140 計算期間	△1.59
第 141 計算期間	△2.45
第 142 計算期間	8.96
第 143 計算期間	4.77
第 144 計算期間	△0.21
第 145 計算期間	0.71
第 146 計算期間	0.60
第 147 計算期間	△0.02
第 148 計算期間	△3.16
第 149 計算期間	△0.29
第 150 計算期間	1.36
第 151 計算期間	2.58
第 152 計算期間	△0.81
第 153 計算期間	6.09
第 154 計算期間	△0.48
第 155 計算期間	2.51
第 156 計算期間	△10.70
第 157 計算期間	1.23

第 158 計算期間	△1.19
第 159 計算期間	4.65
第 160 計算期間	1.51
第 161 計算期間	3.24
第 162 計算期間	0.15
第 163 計算期間	△2.99
第 164 計算期間	△1.46
第 165 計算期間	1.53
第 166 計算期間	1.67
第 167 計算期間	△6.40
第 168 計算期間	8.74
第 169 計算期間	2.22
第 170 計算期間	1.38
第 171 計算期間	△3.74
第 172 計算期間	5.45
第 173 計算期間	3.70
第 174 計算期間	△6.47
第 175 計算期間	1.43
第 176 計算期間	△1.76
第 177 計算期間	2.87
第 178 計算期間	1.63
第 179 計算期間	0.06
第 180 計算期間	1.21
第 181 計算期間	△16.03
第 182 計算期間	△22.46
第 183 計算期間	0.26
第 184 計算期間	25.89
第 185 計算期間	△11.20
第 186 計算期間	5.34
第 187 計算期間	5.28
第 188 計算期間	3.90
第 189 計算期間	4.78
第 190 計算期間	4.70
第 191 計算期間	0.35
第 192 計算期間	△1.63
第 193 計算期間	4.48
第 194 計算期間	7.03
第 195 計算期間	3.06
第 196 計算期間	3.11
第 197 計算期間	△1.88
第 198 計算期間	1.81

第199計算期間	1.95
第200計算期間	△0.43
第201計算期間	6.87
第202計算期間	△0.43
第203計算期間	1.95
第204計算期間	△5.19
第205計算期間	△1.73
第206計算期間	14.44
第207計算期間	△13.71
第208計算期間	2.97
第209計算期間	△2.10
第210計算期間	5.14
第211計算期間	0.12
第212計算期間	△15.99
第213計算期間	10.78
第214計算期間	1.07
第215計算期間	△2.33
第216計算期間	6.32
第217計算期間	△2.18
第218計算期間	△6.27
第219計算期間	8.11
第220計算期間	△0.94
第221計算期間	0.44
第222計算期間	1.11
第223計算期間	3.01
第224計算期間	△5.67
第225計算期間	3.25
第226計算期間	5.77
第227計算期間	5.34
第228計算期間	7.01
第229計算期間	6.17
第230計算期間	4.75
第231計算期間	1.81

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第112計算期間	96,287,461	192,516,543	11,426,691,239
第113計算期間	145,574,721	141,280,889	11,430,985,071
第114計算期間	199,521,367	177,657,224	11,452,849,214

第 115 計算期間	209, 618, 827	222, 699, 540	11, 439, 768, 501
第 116 計算期間	156, 649, 410	155, 856, 599	11, 440, 561, 312
第 117 計算期間	87, 704, 703	178, 738, 854	11, 349, 527, 161
第 118 計算期間	102, 879, 296	413, 097, 250	11, 039, 309, 207
第 119 計算期間	76, 027, 964	224, 914, 235	10, 890, 422, 936
第 120 計算期間	184, 925, 766	143, 410, 979	10, 931, 937, 723
第 121 計算期間	212, 200, 752	263, 443, 686	10, 880, 694, 789
第 122 計算期間	468, 796, 149	108, 683, 456	11, 240, 807, 482
第 123 計算期間	166, 886, 965	62, 760, 974	11, 344, 933, 473
第 124 計算期間	126, 501, 256	36, 342, 787	11, 435, 091, 942
第 125 計算期間	102, 119, 712	124, 194, 936	11, 413, 016, 718
第 126 計算期間	98, 270, 676	173, 364, 909	11, 337, 922, 485
第 127 計算期間	149, 586, 153	191, 284, 206	11, 296, 224, 432
第 128 計算期間	159, 925, 098	134, 818, 173	11, 321, 331, 357
第 129 計算期間	65, 013, 302	138, 203, 777	11, 248, 140, 882
第 130 計算期間	72, 891, 664	353, 498, 437	10, 967, 534, 109
第 131 計算期間	63, 947, 399	78, 730, 648	10, 952, 750, 860
第 132 計算期間	103, 274, 594	158, 782, 154	10, 897, 243, 300
第 133 計算期間	156, 588, 035	115, 154, 486	10, 938, 676, 849
第 134 計算期間	110, 343, 948	134, 914, 515	10, 914, 106, 282
第 135 計算期間	146, 982, 796	86, 738, 505	10, 974, 350, 573
第 136 計算期間	143, 633, 024	122, 271, 867	10, 995, 711, 730
第 137 計算期間	153, 557, 626	104, 002, 483	11, 045, 266, 873
第 138 計算期間	62, 768, 344	129, 718, 856	10, 978, 316, 361
第 139 計算期間	85, 560, 922	78, 273, 668	10, 985, 603, 615
第 140 計算期間	146, 057, 207	96, 541, 054	11, 035, 119, 768
第 141 計算期間	75, 764, 706	109, 431, 590	11, 001, 452, 884
第 142 計算期間	121, 817, 610	139, 441, 342	10, 983, 829, 152
第 143 計算期間	71, 388, 270	168, 949, 835	10, 886, 267, 587
第 144 計算期間	82, 943, 313	70, 547, 264	10, 898, 663, 636
第 145 計算期間	84, 254, 848	101, 925, 836	10, 880, 992, 648
第 146 計算期間	126, 011, 407	74, 367, 749	10, 932, 636, 306
第 147 計算期間	72, 091, 788	66, 082, 288	10, 938, 645, 806
第 148 計算期間	90, 197, 995	207, 754, 883	10, 821, 088, 918
第 149 計算期間	64, 557, 042	213, 480, 331	10, 672, 165, 629
第 150 計算期間	62, 600, 511	158, 698, 850	10, 576, 067, 290
第 151 計算期間	147, 738, 424	23, 925, 597	10, 699, 880, 117
第 152 計算期間	66, 963, 989	108, 496, 951	10, 658, 347, 155
第 153 計算期間	101, 557, 913	134, 965, 414	10, 624, 939, 654
第 154 計算期間	87, 422, 504	88, 864, 775	10, 623, 497, 383
第 155 計算期間	73, 422, 668	150, 696, 899	10, 546, 223, 152

第 156 計算期間	176, 718, 859	128, 985, 560	10, 593, 956, 451
第 157 計算期間	155, 636, 570	82, 732, 048	10, 666, 860, 973
第 158 計算期間	86, 913, 502	60, 818, 099	10, 692, 956, 376
第 159 計算期間	70, 124, 950	126, 672, 632	10, 636, 408, 694
第 160 計算期間	68, 883, 762	94, 702, 959	10, 610, 589, 497
第 161 計算期間	78, 882, 917	118, 397, 109	10, 571, 075, 305
第 162 計算期間	79, 451, 042	81, 016, 190	10, 569, 510, 157
第 163 計算期間	92, 853, 522	104, 162, 340	10, 558, 201, 339
第 164 計算期間	110, 099, 575	101, 030, 189	10, 567, 270, 725
第 165 計算期間	89, 385, 130	145, 064, 109	10, 511, 591, 746
第 166 計算期間	73, 006, 711	70, 721, 198	10, 513, 877, 259
第 167 計算期間	191, 644, 724	143, 636, 617	10, 561, 885, 366
第 168 計算期間	138, 968, 222	218, 442, 569	10, 482, 411, 019
第 169 計算期間	67, 150, 562	576, 694, 291	9, 972, 867, 290
第 170 計算期間	157, 094, 273	146, 139, 561	9, 983, 822, 002
第 171 計算期間	26, 441, 603	86, 520, 850	9, 923, 742, 755
第 172 計算期間	149, 862, 189	26, 300, 135	10, 047, 304, 809
第 173 計算期間	73, 729, 241	90, 453, 323	10, 030, 580, 727
第 174 計算期間	79, 070, 474	99, 543, 346	10, 010, 107, 855
第 175 計算期間	34, 697, 777	39, 085, 332	10, 005, 720, 300
第 176 計算期間	31, 017, 941	44, 088, 854	9, 992, 649, 387
第 177 計算期間	457, 606, 529	46, 386, 438	10, 403, 869, 478
第 178 計算期間	31, 148, 823	178, 359, 246	10, 256, 659, 055
第 179 計算期間	32, 025, 753	103, 198, 665	10, 185, 486, 143
第 180 計算期間	40, 331, 287	66, 323, 242	10, 159, 494, 188
第 181 計算期間	485, 349, 900	447, 251, 757	10, 197, 592, 331
第 182 計算期間	146, 386, 112	213, 169, 503	10, 130, 808, 940
第 183 計算期間	147, 136, 792	222, 194, 313	10, 055, 751, 419
第 184 計算期間	62, 803, 542	61, 281, 970	10, 057, 272, 991
第 185 計算期間	53, 891, 549	76, 556, 626	10, 034, 607, 914
第 186 計算期間	28, 727, 238	105, 841, 527	9, 957, 493, 625
第 187 計算期間	29, 113, 611	51, 535, 185	9, 935, 072, 051
第 188 計算期間	23, 658, 965	83, 158, 450	9, 875, 572, 566
第 189 計算期間	21, 554, 394	89, 183, 333	9, 807, 943, 627
第 190 計算期間	39, 185, 948	108, 700, 763	9, 738, 428, 812
第 191 計算期間	24, 827, 368	76, 962, 715	9, 686, 293, 465
第 192 計算期間	28, 717, 357	125, 947, 617	9, 589, 063, 205
第 193 計算期間	15, 050, 358	128, 420, 965	9, 475, 692, 598
第 194 計算期間	15, 758, 724	102, 980, 823	9, 388, 470, 499
第 195 計算期間	15, 840, 194	976, 665, 822	8, 427, 644, 871
第 196 計算期間	16, 025, 588	174, 354, 710	8, 269, 315, 749

第 197 計算期間	18,513,510	212,197,399	8,075,631,860
第 198 計算期間	11,357,074	69,241,475	8,017,747,459
第 199 計算期間	9,312,595	113,125,279	7,913,934,775
第 200 計算期間	12,304,350	104,743,218	7,821,495,907
第 201 計算期間	14,139,614	156,762,294	7,678,873,227
第 202 計算期間	18,430,563	169,177,765	7,528,126,025
第 203 計算期間	17,758,020	56,806,748	7,489,077,297
第 204 計算期間	14,741,699	38,266,644	7,465,552,352
第 205 計算期間	17,445,357	43,338,731	7,439,658,978
第 206 計算期間	61,841,082	83,773,530	7,417,726,530
第 207 計算期間	28,294,948	69,762,239	7,376,259,239
第 208 計算期間	18,499,211	70,836,577	7,323,921,873
第 209 計算期間	12,855,197	63,995,656	7,272,781,414
第 210 計算期間	19,333,386	96,442,566	7,195,672,234
第 211 計算期間	9,107,281	71,817,466	7,132,962,049
第 212 計算期間	16,409,206	25,326,429	7,124,044,826
第 213 計算期間	14,195,025	20,812,676	7,117,427,175
第 214 計算期間	12,256,405	51,249,503	7,078,434,077
第 215 計算期間	10,604,029	170,919,483	6,918,118,623
第 216 計算期間	9,902,121	47,687,364	6,880,333,380
第 217 計算期間	9,223,657	47,052,772	6,842,504,265
第 218 計算期間	21,025,364	21,019,473	6,842,510,156
第 219 計算期間	19,110,906	28,128,187	6,833,492,875
第 220 計算期間	17,788,127	70,609,027	6,780,671,975
第 221 計算期間	9,072,099	64,790,285	6,724,953,789
第 222 計算期間	10,633,743	162,614,099	6,572,973,433
第 223 計算期間	17,617,092	91,443,083	6,499,147,442
第 224 計算期間	8,240,740	80,647,849	6,426,740,333
第 225 計算期間	10,624,686	32,312,291	6,405,052,728
第 226 計算期間	15,883,335	95,763,534	6,325,172,529
第 227 計算期間	8,683,335	105,354,053	6,228,501,811
第 228 計算期間	48,100,735	114,040,246	6,162,562,300
第 229 計算期間	12,042,417	59,154,262	6,115,450,455
第 230 計算期間	41,742,058	47,067,837	6,110,124,676
第 231 計算期間	18,757,525	27,466,546	6,101,415,655

（参考）

オーストラリア・リート・マザーファンド

投資状況

2024年 5月 31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
投資証券	オーストラリア	4,145,964,149	96.52
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	―	149,638,917	3.48
純資産総額		4,295,603,066	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

2024年 5月 31日現在

（単位：円）

資産の種類	建別	国／地域	時価合計	投資比率（%）
不動産投信指数先物取引	買建	オーストラリア	149,891,411	3.49

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

ａ評価額上位３０銘柄

2024年 5月 31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	473,247	3,511.37	1,661,748,915	3,551.94	1,680,945,659	39.13
オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	1,421,277	328.67	467,133,385	322.43	458,263,764	10.67
オーストラリア	投資証券	STOCKLAND	652,233	472.20	307,987,944	463.88	302,560,844	7.04
オーストラリア	投資証券	GPT GROUP	524,541	441.00	231,323,840	441.00	231,323,840	5.39
オーストラリア	投資証券	MIRVAC GROUP	1,080,492	216.34	233,754,504	201.25	217,459,118	5.06
オーストラリア	投資証券	VICINITY CENTRES	1,059,547	199.69	211,590,688	198.65	210,488,653	4.90
オーストラリア	投資証券	DEXUS/AU	294,521	735.35	216,576,223	702.06	206,773,622	4.81
オーストラリア	投資証券	CHARTER HALL GROUP	129,520	1,262.68	163,542,495	1,248.11	161,656,502	3.76
オーストラリア	投資証券	NATIONAL STORAGE REIT	346,627	227.78	78,955,356	228.82	79,315,883	1.85
オーストラリア	投資証券	REGION RE LTD	318,143	227.78	72,467,217	220.50	70,150,913	1.63
オーストラリア	投資証券	CHARTER HALL LONG WALE REIT	182,129	361.95	65,922,465	357.79	65,164,736	1.52
オーストラリア	投資証券	HOMECO DAILY NEEDS REIT	489,298	128.45	62,851,478	125.85	61,579,181	1.43
オーストラリア	投資証券	BWP TRUST	148,928	376.51	56,073,805	381.71	56,848,305	1.32
オースト	投資証券	INGENIA COMMUNITIES GROUP	102,680	499.24	51,262,785	497.16	51,049,190	1.19

ラリア								
オーストラリア	投資証券	HMC CAPITAL LTD	66,800	714.54	47,731,854	748.87	50,024,650	1.16
オーストラリア	投資証券	CHARTER HALL RETAIL REIT	141,650	346.35	49,060,945	340.11	48,176,964	1.12
オーストラリア	投資証券	CENTURIA INDUSTRIAL REIT	146,045	335.95	49,064,154	325.55	47,545,140	1.11
オーストラリア	投資証券	WAYPOINT REIT	183,963	248.58	45,730,240	249.62	45,921,580	1.07
オーストラリア	投資証券	CENTURIA CAPITAL GROUP	220,453	177.85	39,209,132	180.45	39,782,364	0.93
オーストラリア	投資証券	ARENA REIT	97,250	391.07	38,032,297	386.91	37,627,698	0.88
オーストラリア	投資証券	CHARTER HALL SOCIAL INFRASTR	92,591	263.14	24,364,886	251.70	23,305,543	0.54

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2024 年 5 月 31 日現在

種類	投資比率（%）
投資証券	96.52
合計	96.52

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

2024 年 5 月 31 日現在

資産の種類	地域	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額	簿価金額（円）	評価金額	評価金額（円）	投資比率（%）
不動産投信指数先物取引	オーストラリア	シドニー先物取引所	ASXAREIT2406	買建	35	オーストラリアドル	1,457,935	151,639,819	1,441,125	149,891,411	3.49

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

≪参考情報≫

運用実績

2024年5月31日現在

■基準価額・純資産の推移　2014年5月30日～2024年5月31日

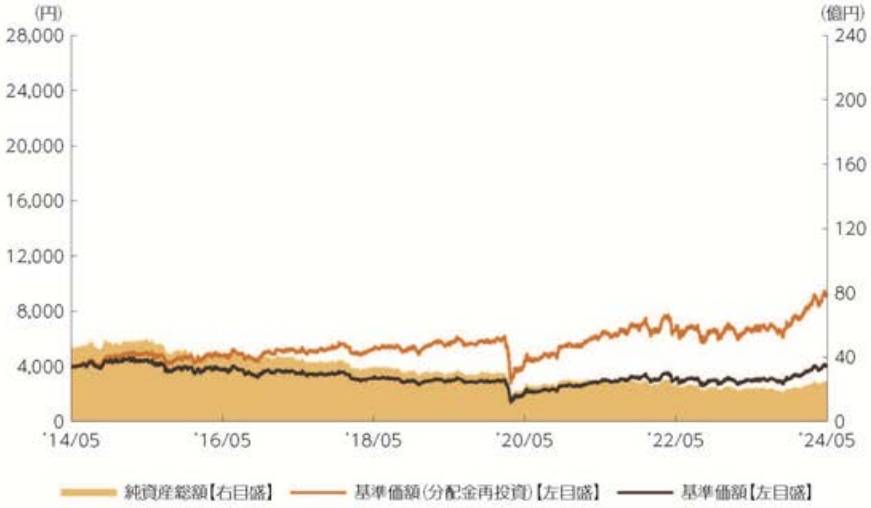

•基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
•基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	3,998円
純資産総額	24.3億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2024 年　5月	5円
2024 年　4月	5円
2024 年　3月	5円
2024 年　2月	5円
2024 年　1月	5円
2023 年 12月	5円
直近1年間累計	60円
設定来累計	8,770円

•分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

資産別構成	比率
外国リート	96.5%
コールローン他(負債控除後)	3.5%
合計	100.0%

	組入上位銘柄	比率
1	GOODMAN GROUP	39.1%
2	SCENTRE GROUP	10.7%
3	STOCKLAND	7.0%
4	GPT GROUP	5.4%
5	MIRVAC GROUP	5.1%
6	VICINITY CENTRES	4.9%
7	DEXUS/AU	4.8%
8	CHARTER HALL GROUP	3.8%
9	NATIONAL STORAGE REIT	1.8%
10	REGION RE LTD	1.6%

その他資産の状況	比率
不動産投信指数先物取引　(買建)	3.5%

•各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
•コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

■年間収益率の推移

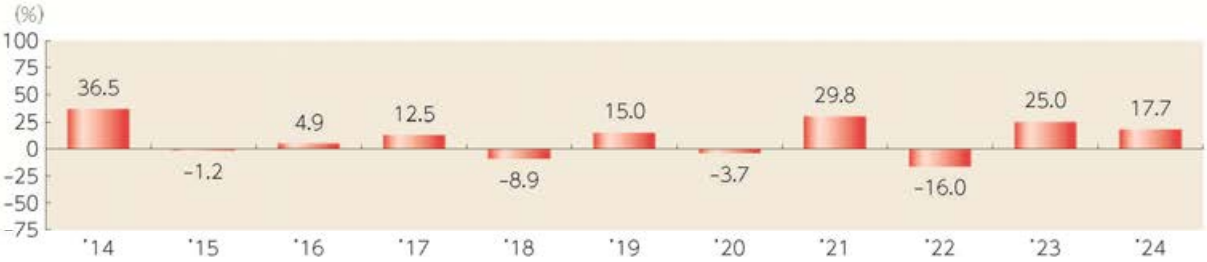

•収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
•2024年は年初から5月31日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

①申込みの受付
原則として、いつでも申込みができます。
ただし、以下の日は申込みができません。
オーストラリア証券取引所の休業日
シドニーの銀行の休業日
取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位
販売会社が定める単位

③申込価額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度
原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法
申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。
また、下記においてもご照会いただけます。
三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034
（受付時間：営業日の 9:00～17:00）
なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。
ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/

⑥申込手数料
申込価額（発行価格）×2.75％（税抜 2.5％）を上限として販売会社が定める手数料率
申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

⑦申込方法
取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。
取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。
なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間
取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後３時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

ただし、2024 年 11 月５日以降は、以下の通りとなります。
取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後３時 30 分までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務

手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し
金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

２【換金（解約）手続等】

①解約の受付
原則として、いつでも解約の請求ができます。
ただし、以下の日は解約の請求ができません。
オーストラリア証券取引所の休業日
シドニーの銀行の休業日
受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位
１万口単位または１口単位のいずれか販売会社が定める単位

③解約価額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

④信託財産留保額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%をかけた額

⑤解約価額の算出頻度
原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法
解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。
なお、下記においてもご照会いただけます。
三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034
（受付時間：営業日の9:00～17:00）
ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/

⑦支払開始日
解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して６営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間
解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後３時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

ただし、2024年11月５日以降は、以下の通りとなります。
解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後３時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。なお、販売

会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度
原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法
基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。
なお、下記においてもご照会いただけます。
三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034
（受付時間：営業日の 9:00～17:00）
ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限（2004 年 11 月 19 日設定）
ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

（４）【計算期間】

毎月 11 日から翌月 10 日まで
ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

①ファンドの償還条件等
委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）
・受益権の口数が当初設定口数の 10 分の 1 または 10 億口を下回ることとなった場合
・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。
委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更
委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。
委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法
委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるも

のは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

④異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（１ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から１年とします。ただし双方から契約満了日の３ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに１年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑥運用報告書

委託会社は、毎年５月および 11 月に終了する計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.am.mufg.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２　管理及び運営　２　換金（解約）手続等」を参照してください。

第３【ファンドの経理状況】

１　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２　毎月決算ファンドの計算期間は６ヵ月未満であるため、財務諸表は６ヵ月毎に作成しております。

３　当ファンドは、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、当期（2023 年 11 月 11 日から 2024 年 5 月 10 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2024 年 7 月 17 日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan 有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久保　直毅

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西郷　篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているオーストラリア・リート・オープン（毎月決算型）の 2023 年 11 月 11 日から 2024 年 5 月 10 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オーストラリア・リート・オープン（毎月決算型）の 2024 年 5 月 10 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の

意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【オーストラリア・リート・オープン（毎月決算型)】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 ［ 2023 年 11 月 10 日現在 ］	当期 ［ 2024 年 5 月 10 日現在 ］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,907,195	2,128,295
親投資信託受益証券	1,905,724,332	2,430,479,802
未収入金	4,914,558	3,984,262
未収利息	－	3
流動資産合計	1,912,546,085	2,436,592,362
資産合計	1,912,546,085	2,436,592,362
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,202,526	3,050,707
未払解約金	1,658,136	616,974
未払受託者報酬	137,064	168,440
未払委託者報酬	1,147,905	1,410,686
未払利息	1	－
その他未払費用	6,156	7,570
流動負債合計	6,151,788	5,254,377
負債合計	6,151,788	5,254,377
純資産の部		
元本等		
元本	6,405,052,728	6,101,415,655
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△4,498,658,431	△3,670,077,670
（分配準備積立金）	375,747,460	655,565,443
元本等合計	1,906,394,297	2,431,337,985
純資産合計	1,906,394,297	2,431,337,985
負債純資産合計	1,912,546,085	2,436,592,362

（2）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2023 年 5 月 11 日 至　2023 年 11 月 10 日	当期 自　2023 年 11 月 11 日 至　2024 年 5 月 10 日
営業収益		
受取利息	5	146
有価証券売買等損益	28,153,692	653,285,773
営業収益合計	28,153,697	653,285,919
営業費用		

支払利息	228	14
受託者報酬	873,764	952,684
委託者報酬	7,317,728	7,978,728
その他費用	39,255	42,813
営業費用合計	8,230,975	8,974,239
営業利益又は営業損失（△）	19,922,722	644,311,680
経常利益又は経常損失（△）	19,922,722	644,311,680
当期純利益又は当期純損失（△）	19,922,722	644,311,680
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,031,414	4,188,467
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△4,798,347,902	△4,498,658,431
剰余金増加額又は欠損金減少額	353,357,643	300,612,872
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	353,357,643	300,612,872
剰余金減少額又は欠損金増加額	51,854,714	93,633,713
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	51,854,714	93,633,713
分配金	19,704,766	18,521,611
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△4,498,658,431	△3,670,077,670

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 ［2023年11月10日現在］	当期 ［2024年 5月10日現在］
１． 期首元本額	6,833,492,875円	6,405,052,728円
期中追加設定元本額	73,976,487円	145,209,405円
期中一部解約元本額	502,416,634円	448,846,478円
２． 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	4,498,658,431円	3,670,077,670円
３． 受益権の総数	6,405,052,728口	6,101,415,655口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2023年 5月11日 至 2023年11月10日	当期 自 2023年11月11日 至 2024年 5月10日
１.分配金の計算過程 第220期 2023年 5月11日 2023年 6月12日	１.分配金の計算過程 第226期 2023年11月11日 2023年12月11日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	—円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	505,333円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円

収益調整金額	C	3,619,685,133 円
分配準備積立金額	D	382,798,402 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,002,483,535 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,780,671,975 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,902 円
1 万口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,390,335 円

第 221 期
2023 年 6 月 13 日
2023 年 7 月 10 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	16,418,652 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	3,590,465,617 円
分配準備積立金額	D	375,833,625 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,982,717,894 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,724,953,789 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,922 円
1 万口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,362,476 円

第 222 期
2023 年 7 月 11 日
2023 年 8 月 10 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	143,291 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	3,509,929,589 円
分配準備積立金額	D	379,616,924 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,889,689,804 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,572,973,433 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,917 円
1 万口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,286,486 円

第 223 期
2023 年 8 月 11 日
2023 年 9 月 11 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	13,643,608 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	3,471,518,366 円
分配準備積立金額	D	371,313,001 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,856,474,975 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,499,147,442 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,933 円
1 万口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,249,573 円

第 224 期
2023 年 9 月 12 日
2023 年 10 月 10 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,694,332 円
収益調整金額	C	3,380,601,550 円
分配準備積立金額	D	370,211,081 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,751,317,964 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,325,172,529 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,930 円
1 万口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,162,586 円

第 227 期
2023 年 12 月 12 日
2024 年 1 月 10 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	14,748,659 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	3,329,436,389 円
分配準備積立金額	D	361,516,462 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,705,701,510 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,228,501,811 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,949 円
1 万口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,114,250 円

第 228 期
2024 年 1 月 11 日
2024 年 2 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	165,977 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	27,018,865 円
収益調整金額	C	3,297,036,303 円
分配準備積立金額	D	366,459,450 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,690,680,595 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,162,562,300 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,988 円
1 万口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,081,281 円

第 229 期
2024 年 2 月 14 日
2024 年 3 月 11 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,233,247 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	123,718,653 円
収益調整金額	C	3,272,601,525 円
分配準備積立金額	D	386,870,590 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,792,424,015 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,115,450,455 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,201 円
1 万口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,057,725 円

第 230 期
2024 年 3 月 12 日
2024 年 4 月 10 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,498,752 円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	3,433,321,603 円
分配準備積立金額	D	377,041,029 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,817,056,964 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,426,740,333 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,939 円
1 万口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,213,370 円

第 225 期
2023 年 10 月 11 日
2023 年 11 月 10 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	314,636 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	3,422,362,385 円
分配準備積立金額	D	378,635,350 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,801,312,371 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,405,052,728 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,934 円
1 万口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,202,526 円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	97,651,780 円
収益調整金額	C	3,273,304,783 円
分配準備積立金額	D	512,844,895 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,894,300,210 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,110,124,676 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,373 円
1 万口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,055,062 円

第 231 期
2024 年 4 月 11 日
2024 年 5 月 10 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	91,042 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	43,328,679 円
収益調整金額	C	3,270,531,797 円
分配準備積立金額	D	615,196,429 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,929,147,947 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,101,415,655 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,439 円
1 万口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,050,707 円

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2023 年 5 月 11 日 至 2023 年 11 月 10 日	当期 自 2023 年 11 月 11 日 至 2024 年 5 月 10 日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和 26 年法律第 198 号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2　金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 ［2023 年 11 月 10 日現在］	当期 ［2024 年 5 月 10 日現在］
1．貸借対照表計上額、時価及びその差	時価で計上しているためその差額はあ	同左

額	りません。	
2.時価の算定方法	（1）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （2）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（1）有価証券 同左 （2）デリバティブ取引 同左 （3）上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 ［2023年11月10日現在］	当期 ［2024年 5月10日現在］
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	61,526,314	45,082,252
合計	61,526,314	45,082,252

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 ［2023年11月10日現在］	当期 ［2024年 5月10日現在］
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.2976円 (2,976円)	0.3985円 (3,985円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	口数	評価額	備考

親投資信託受益証券	オーストラリア・リート・マザーファンド	799,578,841	2,430,479,802	
合計		799,578,841	2,430,479,802	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

オーストラリア・リート・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	［2024年 5月 10日現在］
資産の部	
流動資産	
預金	65,915,659
コール・ローン	8,262,972
投資証券	4,131,842,086
派生商品評価勘定	319,205
未収配当金	2,424,647
未収利息	14
差入委託証拠金	32,130,399
流動資産合計	4,240,894,982
資産合計	4,240,894,982
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	3,575,022
未払解約金	8,824,107
流動負債合計	12,399,129
負債合計	12,399,129
純資産の部	
元本等	
元本	1,391,109,467
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	2,837,386,386
元本等合計	4,228,495,853
純資産合計	4,228,495,853
負債純資産合計	4,240,894,982

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
２.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
３.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第６０条および第６１条にしたがって処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	［2024 年 5 月 10 日現在］
１． 期首	2023 年 11 月 11 日
期首元本額	1,521,675,782 円
期中追加設定元本額	97,072,111 円
期中一部解約元本額	227,638,426 円
元本の内訳※	
三菱ＵＦＪ　欧豪リートファンド（毎月決算型）	322,539,357 円
ｅＭＡＸＩＳ　豪州リートインデックス	268,991,269 円
オーストラリア・リート・オープン（毎月決算型）	799,578,841 円
合計	1,391,109,467 円
２． 受益権の総数	1,391,109,467 口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

１　金融商品の状況に関する事項

区分	自 2023 年 11 月 11 日 至 2024 年 5 月 10 日
１.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和 26 年法律第 198 号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、不動産投信指数先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
３.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

２　金融商品の時価等に関する事項

区分	［2024 年 5 月 10 日現在］
１.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
２.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	［2024 年 5 月 10 日現在］
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	783,697,664
合計	783,697,664

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

投資証券関連

［2024 年 5 月 10 日現在］

区分	種類	契約額等（円）	うち１年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	不動産投信指数先物取引 買建	101,677,538	—	98,443,363	△3,234,175
合計		101,677,538	—	98,443,363	△3,234,175

（注）時価の算定方法

１　先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

２　先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

３　契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

通貨関連

［2024 年 5 月 10 日現在］

区分	種類	契約額等（円）	うち１年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の	為替予約取引				

取引	売建				
	オーストラリアドル	7,284,582	—	7,306,224	△21,642
合計		7,284,582	—	7,306,224	△21,642

（注）時価の算定方法

1　対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2　対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	［2024年 5月 10日現在］
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3.0397円 (30,397円)

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

通貨	種　類	銘　柄	口数	評価額	備考
オーストラリアドル	投資証券	ARENA REIT	97,250	365,660.00	
		BWP TRUST	148,928	539,119.36	
		CENTURIA CAPITAL GROUP	220,453	376,974.63	
		CENTURIA INDUSTRIAL REIT	146,045	471,725.35	
		CHARTER HALL GROUP	129,520	1,572,372.80	
		CHARTER HALL LONG WALE REIT	182,129	633,808.92	
		CHARTER HALL RETAIL REIT	141,650	471,694.50	
		CHARTER HALL SOCIAL INFRASTR	92,591	234,255.23	
		DEXUS/AU	294,521	2,082,263.47	
		GOODMAN GROUP	473,247	15,976,818.72	

		GPT GROUP	524,541	2,224,053.84	
		HMC CAPITAL LTD	66,800	458,916.00	
		HOMECO DAILY NEEDS REIT	489,298	604,283.03	
		INGENIA COMMUNITIES GROUP	102,680	492,864.00	
		MIRVAC GROUP	1,080,492	2,247,423.36	
		NATIONAL STORAGE REIT	346,627	759,113.13	
		REGION RE LTD	318,143	696,733.17	
		SCENTRE GROUP	1,421,277	4,491,235.32	
		STOCKLAND	652,233	2,961,137.82	
		VICINITY CENTRES	1,059,547	2,034,330.24	
		WAYPOINT REIT	183,963	439,671.57	
オーストラリアドル合計			8,171,935	40,134,454.46 (4,131,842,086)	
合計				4,131,842,086 (4,131,842,086)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の(　)内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の(　)内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
オーストラリアドル	投資証券　21銘柄	100.00%	100.00%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

２【ファンドの現況】

【オーストラリア・リート・オープン（毎月決算型)】

【純資産額計算書】

2024年 5月31日現在

（単位：円）

Ⅰ　資産総額	2,435,959,468
Ⅱ　負債総額	5,091,876
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,430,867,592

Ⅳ　発行済口数	6,080,192,193口
Ⅴ　１口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	0.3998
（10,000口当たり）	(3,998)

（参考）

オーストラリア・リート・マザーファンド

純資産額計算書

2024年 5月31日現在

（単位：円）

Ⅰ　資産総額	4,304,154,395
Ⅱ　負債総額	8,551,329
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	4,295,603,066
Ⅳ　発行済口数	1,407,896,203口
Ⅴ　１口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	3.0511
（10,000口当たり）	(30,511)

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記

録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2024 年 5 月末現在、資本金は 2,000 百万円です。なお、発行可能株式総数は 400,000 株であり、211,581 株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門

内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、(a) 運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b) リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a) についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b) についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2024 年 5 月 31 日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本　数 （本）	純資産総額 （百万円）
追加型株式投資信託	830	34,787,186
追加型公社債投資信託	16	1,569,411
単位型株式投資信託	95	418,728
単位型公社債投資信託	49	98,111
合　計	990	36,873,436

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（1）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号)」（以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号)」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 39 期事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月7日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人ト　ー　マ　ツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山　田　信　之

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　田　嶋　大　士

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．　XBRL データは監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第38期 （2023年3月31日現在）		第39期 （2024年3月31日現在）	
（資産の部）				
流動資産				
現金及び預金	※2	51,733,041	※2	58,206,340
有価証券		1,579,691		15,283
前払費用		770,747		679,199
未収入金		81,854		138,388
未収委託者報酬		16,753,855		21,064,747
未収収益	※2	688,142	※2	1,485,701
金銭の信託		10,400,000		10,500,500
その他		745,576		371,400
流動資産合計		82,752,908		92,461,561
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	181,551	※1	2,936,036
器具備品	※1	730,357	※1	1,531,857
土地		628,433		628,433
建設仮勘定		1,111,177		45,140
有形固定資産合計		2,651,520		5,141,467
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		4,183,644		5,008,987
ソフトウェア仮勘定		1,907,739		1,587,548
無形固定資産合計		6,107,206		6,612,357
投資その他の資産				
投資有価証券		12,022,365		13,788,071
関係会社株式		159,536		159,536
投資不動産	※1	807,066	※1	1,788,120
長期差入保証金		689,492		689,867
前払年金費用		118,832		47,573
繰延税金資産		1,675,132		1,088,836
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		15,494,056		17,583,636
固定資産合計		24,252,782		29,337,461
資産合計		107,005,691		121,799,022

（単位：千円）

		第38期 （2023年3月31日現在）		第39期 （2024年3月31日現在）
（負債の部）				
流動負債				
預り金		507,559		807,451
未払金				
未払収益分配金		114,094		105,550
未払償還金		7,418		43,553
未払手数料	※2	6,139,595	※2	7,523,485
その他未払金	※2	955,697	※2	885,002
未払費用	※2	5,778,896	※2	8,611,140
未払消費税等		439,657		623,219
未払法人税等		2,375,281		2,235,007
賞与引当金		849,840		1,182,242
役員賞与引当金		154,872		175,992
その他		5,517		12,303
流動負債合計		17,328,431		22,204,949
固定負債				
退職給付引当金		1,333,882		1,608,101
役員退職慰労引当金		75,667		30,105
時効後支払損引当金		254,296		250,350
資産除去債務		－		1,428,586
その他		－		29,109
固定負債合計		1,663,846		3,346,253
負債合計		18,992,277		25,551,202
（純資産の部）				
株主資本				
資本金		2,000,131		2,000,131
資本剰余金				
資本準備金		3,572,096		3,572,096
その他資本剰余金		41,160,616		41,160,616
資本剰余金合計		44,732,712		44,732,712
利益剰余金				
利益準備金		342,589		342,589
その他利益剰余金				
別途積立金		6,998,000		6,998,000
繰越利益剰余金		33,267,700		40,236,787
利益剰余金合計		40,608,289		47,577,377
株主資本合計		87,341,133		94,310,221

（単位：千円）

	第38期 （2023年3月31日現在）	第39期 （2024年3月31日現在）
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	672,279	1,937,598
評価・換算差額等合計	672,279	1,937,598
純資産合計	88,013,413	96,247,820
負債純資産合計	107,005,691	121,799,022

（2）【損益計算書】

（単位：千円）

		第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）		第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
営業収益				
委託者報酬		84,121,445		98,635,342
投資顧問料		2,750,601		3,117,320
その他営業収益		10,412		148,442
営業収益合計		86,882,459		101,901,104
営業費用				
支払手数料	※4	31,461,274	※4	34,494,219
広告宣伝費		798,894		593,586
公告費		375		1,017
調査費				
調査費		2,849,042		3,537,103
委託調査費		19,236,505		27,296,058
事務委託費		1,751,807		1,861,577
営業雑経費				
通信費		113,480		137,737
印刷費		367,379		390,143
協会費		58,128		68,869
諸会費		18,447		20,108
事務機器関連費		2,238,382		2,531,009
その他営業雑経費		－		139,012
営業費用合計		58,893,717		71,070,444
一般管理費				
給料				
役員報酬		416,461		400,592
給料・手当		6,565,766		7,202,711
賞与引当金繰入		849,840		1,182,242
役員賞与引当金繰入		154,872		175,992
福利厚生費		1,279,885		1,424,215
交際費		8,942		10,054
旅費交通費		75,274		108,782
租税公課		403,955		397,138
不動産賃借料		719,707		728,550
退職給付費用		388,176		381,449
固定資産減価償却費		2,418,341		2,469,755
諸経費		444,313		490,104
一般管理費合計		13,725,534		14,971,590
営業利益		14,263,207		15,859,070

（単位：千円）

	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）		第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	
営業外収益				
受取配当金		47,353		54,618
受取利息	※4	10,279	※4	12,836
投資有価証券償還益		609,102		204,527
収益分配金等時効完成分		94,351		17,722
受取賃貸料	※4	65,808	※4	162,111
その他		36,894		44,734
営業外収益合計		863,788		496,550
営業外費用				
投資有価証券償還損		32,995		234,700
時効後支払損引当金繰入		31,951		－
事務過誤費		2,680		10,822
賃貸関連費用		14,262		108,773
その他		32,394		25,903
営業外費用合計		114,284		380,199
経常利益		15,012,711		15,975,421
特別利益				
投資有価証券売却益		387,113		464,927
固定資産売却益		－	※1	16,229
資産除去債務履行差額		－		87,050
特別利益合計		387,113		568,207
特別損失				
投資有価証券売却損		15,828		57,011
投資有価証券評価損		104,554		31,651
固定資産除却損	※3	32,791	※3	20,246
固定資産売却損		－	※2	65,427
減損損失	※5	315,350		－
企業結合関連費用		－	※6	1,187,136
特別損失合計		468,524		1,361,473
税引前当期純利益		14,931,300		15,182,154
法人税、住民税及び事業税	※4	4,860,444	※4	4,542,085
法人税等調整額		△271,471		102,468
法人税等合計		4,588,973		4,644,553
当期純利益		10,342,327		10,537,601

（3）【株主資本等変動計算書】

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712

	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932
当期変動額					
剰余金の配当			△6,075,125	△6,075,125	△6,075,125
当期純利益			10,342,327	10,342,327	10,342,327
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	4,267,201	4,267,201	4,267,201
当期末残高	342,589	6,998,000	33,267,700	40,608,289	87,341,133

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707
当期変動額			
剰余金の配当			△6,075,125
当期純利益			10,342,327
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△954,495	△954,495	△954,495
当期変動額合計	△954,495	△954,495	3,312,705
当期末残高	672,279	672,279	88,013,413

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当期変動額				
企業結合による増加				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712

	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	342,589	6,998,000	33,267,700	40,608,289	87,341,133
当期変動額					
企業結合による増加			1,602,526	1,602,526	1,602,526
剰余金の配当			△5,171,039	△5,171,039	△5,171,039
当期純利益			10,537,601	10,537,601	10,537,601
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	6,969,087	6,969,087	6,969,087
当期末残高	342,589	6,998,000	40,236,787	47,577,377	94,310,221

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	672,279	672,279	88,013,413
当期変動額			
企業結合による増加			1,602,526
剰余金の配当			△5,171,039
当期純利益			10,537,601
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,265,319	1,265,319	1,265,319
当期変動額合計	1,265,319	1,265,319	8,234,406
当期末残高	1,937,598	1,937,598	96,247,820

［注記事項］

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5 年～50 年
器具備品	2 年～20 年
投資不動産	3 年～50 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として 10 年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年 2 回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年 4 回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7.その他財務諸表作成のための基礎となる事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

（貸借対照表関係）

※1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第 38 期 （2023 年 3 月 31 日現在）	第 39 期 （2024 年 3 月 31 日現在）
建物	1,006,606 千円	498,805 千円
器具備品	1,985,072 千円	1,643,689 千円
投資不動産	163,978 千円	211,090 千円

※2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第 38 期 （2023 年 3 月 31 日現在）	第 39 期 （2024 年 3 月 31 日現在）
預金	40,165,058 千円	39,776,992 千円
未収収益	15,046 千円	12,312 千円
未払手数料	790,279 千円	886,173 千円
その他未払金	77,007 千円	105,407 千円
未払費用	277,358 千円	599,493 千円

（損益計算書関係）

※1. 固定資産売却益の内訳

	第 38 期 （自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）	第 39 期 （自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）
器具備品	－	16,229 千円
計	－	16,229 千円

※2. 固定資産売却損の内訳

	第 38 期 （自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）	第 39 期 （自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）
器具備品	－	65,427 千円
計	－	65,427 千円

※3. 固定資産除却損の内訳

	第 38 期 （自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）	第 39 期 （自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）
建物	1,047 千円	15,825 千円
器具備品	29,762 千円	3,986 千円
ソフトウェア	1,981 千円	434 千円
計	32,791 千円	20,246 千円

※4. 関係会社に対する主な取引
区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第 38 期 （自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）	第 39 期 （自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）
支払手数料	4,893,312 千円	5,006,309 千円
受取利息	10,236 千円	12,747 千円
受取賃貸料	68,168 千円	152,876 千円
法人税、住民税及び事業税	3,947,200 千円	132,303 千円

※5. 減損損失
第 38 期（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）
当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都千代田区（本社）	ホームページ	ソフトウェア	315,350 千円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を 1 つのグルーピングとしております。
ホームページのリニューアルに伴い、現行のホームページについて将来の利用終了が見込まれるため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。
なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮していません。

第 39 期（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）
当事業年度については、該当事項はありません。

※6. 企業結合関連費用
第 38 期（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）
前事業年度については、該当事項はありません。

第 39 期（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）
企業結合に伴うものであり、主にシステム統合費用などであります。

（株主資本等変動計算書関係）
第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数 （株）	当事業年度増加株式数 （株）	当事業年度減少株式数 （株）	当事業年度末株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	211,581	－	－	211,581
合計	211,581	－	－	211,581

2.配当に関する事項
(1)配当金支払額
2022年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
① 配当金の総額 6,075,125千円
② １株当たり配当額 28,713円
③ 基準日 2022年3月31日
④ 効力発生日 2022年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
① 配当金の総額 5,171,039千円
② 配当の原資 利益剰余金
③ １株当たり配当額 24,440円
④ 基準日 2023年3月31日
⑤ 効力発生日 2023年6月29日

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数 （株）	当事業年度増加株式数 （株）	当事業年度減少株式数 （株）	当事業年度末株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	211,581	－	－	211,581
合計	211,581	－	－	211,581

2.配当に関する事項
(1)配当金支払額
2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
① 配当金の総額 5,171,039千円
② １株当たり配当額 24,440円
③ 基準日 2023年3月31日
④ 効力発生日 2023年6月29日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2024年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。
① 配当金の総額 45,747,620千円
② 配当の原資 利益剰余金
③ １株当たり配当額 216,218円
④ 基準日 2024年3月31日
⑤ 効力発生日 2024年6月27日

（リース取引関係）
〈借主側〉
オペレーティング・リース取引
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第 38 期 （2023 年 3 月 31 日現在）	第 39 期 （2024 年 3 月 31 日現在）
1 年内	962,809 千円	681,212 千円
1 年超	1,532,728 千円	851,515 千円
合計	2,495,537 千円	1,532,728 千円

（金融商品関係）
1. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。
(3) 金融商品に係るリスク管理体制
内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項
貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注２）参照)。

第 38 期(2023 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)　有価証券	1,579,691	1,579,691	－
(2)　金銭の信託	10,400,000	10,400,000	－
(3)　投資有価証券	12,022,365	12,022,365	－
資産計	24,002,056	24,002,056	－

(注 1)　「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
(注 2)　市場価格のない株式等
関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。
(注 3)　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。
(注 4)　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
第 38 期(2023 年 3 月 31 日現在)　（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	51,733,041	－	－	－
金銭の信託	10,400,000	－	－	－
未収委託者報酬	16,753,855	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,579,691	4,859,714	1,433,213	－
合計	80,466,587	4,859,714	1,433,213	－

第 39 期(2024 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)　有価証券	15,283	15,283	－
(2)　金銭の信託	10,500,500	10,500,500	－
(3)　投資有価証券	13,788,071	13,788,071	－
資産計	24,303,855	24,303,855	－

(注 1)　「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2)　市場価格のない株式等

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注 3)　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 4)　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第 39 期(2024 年 3 月 31 日現在)　(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	58,206,340	－	－	－
金銭の信託	10,500,500	－	－	－
未収委託者報酬	21,064,747	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	15,283	5,351,373	347,505	11,696
合計	89,786,871	5,351,373	347,505	11,696

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：　観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

第 38 期(2023 年 3 月 31 日現在)

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券	－	1,579,691	－	1,579,691
金銭の信託	－	10,400,000	－	10,400,000
投資有価証券	1,794,704	10,227,661	－	12,022,365
資産計	1,794,704	22,207,352	－	24,002,056

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETF は活発な市場で取引されているため、レベル 1 の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル 2 の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

第 39 期(2024 年 3 月 31 日現在)

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券	－	15,283	－	15,283
金銭の信託	－	10,500,500	－	10,500,500
投資有価証券	2,014,968	11,773,103	－	13,788,071
資産計	2,014,968	22,288,887	－	24,303,855

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETF は活発な市場で取引されているため、レベル 1 の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル 2 の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

第 38 期（2023 年 3 月 31 日現在）及び第 39 期（2024 年 3 月 31 日現在）

関連会社株式（貸借対照表計上額は 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第 38 期(2023 年 3 月 31 日現在)

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	8,983,713	7,558,314	1,425,399
	小計	8,983,713	7,558,314	1,425,399
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	15,018,343	15,474,760	△456,417
	小計	15,018,343	15,474,760	△456,417
合計		24,002,056	23,033,074	968,982

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は 10,400,000 千円、取得原価は 10,400,000 千円）を含めております。

第 39 期(2024 年 3 月 31 日現在)

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	17,364,277	14,269,984	3,094,293
	小計	17,364,277	14,269,984	3,094,293
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	6,939,577	7,241,136	△301,559
	小計	6,939,577	7,241,136	△301,559
合計		24,303,855	21,511,121	2,792,733

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は 10,500,500 千円、取得原価は 10,500,000 千円）を含めております。

3. 売却したその他有価証券

第 38 期（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	17,240	―	14,120
債券	―	―	―
その他	1,551,405	387,113	1,708
合計	1,568,645	387,113	15,828

第 39 期（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	3,750,272	464,927	57,011
合計	3,750,272	464,927	57,011

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について 104,554 千円（その他有価証券のその他 104,554 千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について 31,651 千円（その他有価証券のその他 31,651 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第 38 期 （自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）	第 39 期 （自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）
退職給付債務の期首残高	3,723,521 千円	3,582,778 千円
勤務費用	196,190	182,947
利息費用	25,925	39,626
数理計算上の差異の発生額	△186,130	△79,379
退職給付の支払額	△176,727	△300,286
過去勤務費用の発生額	－	－
企業結合による影響額	－	226,499
退職給付債務の期末残高	3,582,778	3,652,185

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第 38 期 （自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）	第 39 期 （自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）
年金資産の期首残高	2,583,927 千円	2,425,752 千円
期待運用収益	46,453	43,626
数理計算上の差異の発生額	△103,934	227,699
事業主からの拠出額	－	－
退職給付の支払額	△100,694	△204,536
年金資産の期末残高	2,425,752	2,492,542

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	2,468,195　千円	2,250,427　千円
年金資産	△2,425,752	△2,492,542
	42,442	△242,114
非積立型制度の退職給付債務	1,114,583	1,401,758
未積立退職給付債務	1,157,025	1,159,643
未認識数理計算上の差異	281,343	558,841
未認識過去勤務費用	△223,319	△157,957
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,215,049	1,560,527
退職給付引当金	1,333,882	1,608,101
前払年金費用	△118,832	△47,573
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,215,049	1,560,527

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	196,190　千円	182,947　千円
利息費用	25,925	39,626
期待運用収益	△46,453	△43,626
数理計算上の差異の費用処理額	△6,532	△29,581
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
退職給付制度の統合に係る調整額	－	34,505
その他	1,600	2,196
確定給付制度に係る退職給付費用	236,091	251,429

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。「退職給付制度の統合に係る調整額」は企業結合関連費用の一部として特別損失に計上しております。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
債券	63.6　%	62.0　%
株式	34.2	35.9
その他	2.2	2.1
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
割引率	0.066～1.13%	1.39～1.41%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度152,084千円、当事業年度164,524千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	499,742千円	389,750千円
投資有価証券評価損	47,876	30,021
未払事業税	169,997	126,161
賞与引当金	260,221	362,002
役員賞与引当金	29,828	33,564
役員退職慰労引当金	23,169	9,218
退職給付引当金	408,434	492,400
減価償却超過額	227,100	199,986
差入保証金	52,869	―
資産除去債務	―	16,900
時効後支払損引当金	77,865	76,657
その他	212,315	227,182
繰延税金資産　小計	2,009,420	1,963,847
評価性引当額	―	―
繰延税金資産　合計	2,009,420	1,963,847
繰延税金負債		
前払年金費用	△36,386	△14,567
その他有価証券評価差額金	△296,702	△855,135
その他	△1,199	△5,308
繰延税金負債　合計	△334,288	△875,010
繰延税金資産の純額	1,675,132	1,088,836

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第38期（2023年3月31日現在）及び第39期（2024年3月31日現在）
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理
当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（企業結合等関係）
当社は、2023 年 7 月 31 日開催の取締役会において、三菱ＵＦＪ不動産投資顧問株式会社(旧商号：ＭＵ投資顧問株式会社)と吸収分割契約を締結することを決議し、同日、吸収分割の効力発生日を 2023 年 10 月 1 日とする吸収分割契約を締結いたしました。本吸収分割契約に基づき、当社と三菱ＵＦＪ不動産投資顧問株式会社は、2023 年 10 月 1 日付で吸収分割を実施いたしました。
なお、2023 年 10 月 1 日付で当社は「三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社」へ商号変更しました。
1. 取引の概要
(1)被取得企業の名称及びその事業の内容
被取得企業の名称　三菱ＵＦＪ不動産投資顧問株式会社
事業の内容　　投資顧問業、私募投資信託の設定・運用等
(2)企業結合日
2023 年 10 月 1 日
(3)企業結合の法的形式
当社と兄弟会社である三菱ＵＦＪ不動産投資顧問株式会社を吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とする無対価吸収分割
(4)結合後企業の名称
分割会社：三菱ＵＦＪ不動産投資顧問株式会社
承継会社：三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
(5)企業結合を行った主な理由
法人投資家の運用ニーズが拡大しており、両社で取り組みを強化している法人投資家ビジネスにかかる運用・営業等の関連機能を三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社に統合することで、リソースやノウハウの集約を通じた運用機能等の強化を図ってまいります。
2. 会計処理の概要
「企業結合に関する会計基準（企業会計基準第 21 号 2019 年１月 16 日)」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（企業会計基準適用指針第 10 号 2019 年１月 16 日)」に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

（資産除去債務関係）
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
1. 当該資産除去債務の概要
建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を取得から 15 年と見積り、割引率は 1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
3. 当該資産除去債務の総額の増減

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
期首残高	－	－
有形固定資産の取得に伴う増加	－	1,420,750 千円
時の経過による調整額	－	7,835 千円
期末残高	－	1,428,586 千円

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の 6. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

第 38 期（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）及び第 39 期（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］

第 38 期（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）及び第 39 期（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

［報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報］

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報］

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報］

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注5）	科目	期末残高（注5）
親会社	㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513百万円	銀行持株会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税等	連結納税等に伴う支払（注1）	3,947,200千円	その他未払金	77,007千円
親会社	三菱UFJ信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注2）	4,893,312千円	未払手数料	790,279千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料（注3）	463,416千円	未払費用	253,093千円

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注5）	科目	期末残高（注5）
親会社	㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513百万円	銀行持株会社業	被所有 間接 100.0%	グループ通算制度	グループ通算制度に伴う通算税効果額（注4）	132,303千円	その他未払金	105,407千円
親会社	三菱UFJ信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注2）	5,006,309千円	未払手数料	886,173千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料（注3）	463,831千円	未払費用	260,800千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．連結納税制度及びグループ通算制度に基づく法人税の支払予定額であります。

2．投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3．投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

4．グループ通算制度に基づく通算税効果額であります。

5．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,052,979千円	未払手数料	868,785千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	6,661,991千円	未払手数料	1,218,051千円

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,354,007千円	未払手数料	1,028,586千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	7,493,449千円	未払手数料	1,449,414千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1．投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

2．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	第 38 期 （自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）	第 39 期 （自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）
１株当たり純資産額	415,979.76 円	454,898.22 円
１株当たり当期純利益金額	48,881.17 円	49,804.10 円

（注）1. 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. １株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 38 期 （自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）	第 39 期 （自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）
当期純利益金額　（千円）	10,342,327	10,537,601
普通株主に帰属しない金額　（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	10,342,327	10,537,601
普通株式の期中平均株式数　（株）	211,581	211,581

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

約款

追加型証券投資信託

オーストラリア・リート・オープン（毎月決算型）

約　　款

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

オーストラリア・リート・オープン（毎月決算型）

運用の基本方針

約款第23条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、Ｓ＆Ｐ／ＡＳＸ 200 Ａ－ＲＥＩＴインデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

オーストラリア・リート・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、オーストラリア証券取引所に上場されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）に直接投資することがあります。

（２）投資態度

オーストラリア・リート・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

対象インデックスとの連動を維持するため、不動産投信指数先物取引を利用し不動産投資信託証券の実質投資比率が100％を超える場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

なお、市場の流動性や資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（３）投資制限

①株式への直接投資は行いません。

②投資信託証券への実質投資割合に制限を設けません。

③外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

④不動産投信指数先物取引を行うことができます。

⑤外国為替予約取引は為替変動リスクを回避するため行うことができます。

３．収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
『オーストラリア・リート・オープン（毎月決算型）』約款

（信託の種類、委託者および受託者）
第１条　この信託は、証券投資信託であり、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
（信託事務の委託）
第２条　受託者は、信託法第26条第１項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。
（信託の目的および金額）
第３条　委託者は、9,864,526,883円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
（信託金の限度額）
第４条　委託者は、受託者と合意のうえ、金1,500億円を限度として信託金を追加することができます。
②　追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。
③　委託者は、受託者と合意のうえ、第１項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第８項、第44条第１項、第45条第１項、第46条第１項、第48条第２項の規定による信託期間終了日までとします。
（受益権の取得申込みの勧誘の種類）
第６条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。
（当初の受益者）
第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第８条　委託者は、第３条の規定による受益権については9,864,526,883口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。
②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
③　第25条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）
第10条　この信託の受益権は､信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。
（受益権の帰属と受益証券の不発行）
第11条　この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。
②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
③　委託者は、第８条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
④　委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし､原則としてこの信託の2006年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、すでに信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が2007年１月４日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して2007年１月４日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。
（受益権の設定に係る受託者の通知）
第12条　受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
（受益権の申込単位および価額）
第13条　委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、第８条第１項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、１口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。
②　委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。
③　委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるとき

は、第１項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

④　委託者は、前２項の規定にかかわらず、受益者が別に定める累積投資契約約款にしたがって結んだ契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

⑤　第１項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、１口につき１円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥　前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。

⑦　第５項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第35条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧　第１項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第５項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第14条　削除

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第15条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第16条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第17条　削除

第18条　削除

第19条　削除

第20条　削除

（投資の対象とする資産の種類等）

第21条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第23条の２に定めるものに限ります。)
ハ．約束手形
ニ．金銭債権
２．次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形
② デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。
③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資の対象とする有価証券等）

第22条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とするオーストラリア・リート・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。
１．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および、社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
２．コマーシャル・ペーパー
３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
４．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
５．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
６．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
なお、第１号の証券を以下「公社債」といい、第４号および第５号の証券を以下「投資信託証券」といいます。公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。
② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形

（運用の基本方針）

第23条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（先物取引の運用指図）
第23条の２　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）のうち不動産投信指数を対象とする先物取引（以下「不動産投信指数先物取引」といいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）
第24条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。
（外国為替予約取引の指図）
第25条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
②　前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
（信託業務の委託等）
第26条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。
１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
１．信託財産の保存に係る業務
２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
第27条　削除
（混蔵寄託）
第28条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。
（信託財産の登記等および記載等の留保等）
第29条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録

をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第30条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約請求、投資信託証券に係る信託契約の一部解約請求および有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第31条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券に係る配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第33条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第34条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、投資信託証券に係る配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第35条 この信託の計算期間は、毎月11日から翌月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第１計算期間は2004年11月19日から

2005年３月10日までとし、最終計算期間の終了日は第５条に規定するこの信託の計算期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第36条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第37条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等）

第38条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第35条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の75の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第39条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第40条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第41条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第43条第３項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第41条第４項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第41条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金

支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、2007年１月４日以降においても、第42条に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は、第11条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

④ 一部解約金は、第43条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、６営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第２項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第42条 受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第43条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１万口単位または１口単位のいずれか委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3％の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。

④　信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤　委託者は、別に定める日には、第１項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

⑥　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第３項の規定に準じて計算された価額とします。

⑧　委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の１または10億口を下回ることとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（信託契約の解約）

第44条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は１ヵ月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、第１項の信託契約の解約をしません。

⑤　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥　第３項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項の一定の期間が１ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第45条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第46条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第４項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第47条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第48条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第49条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第49条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は１ヵ月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、第１項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第50条　第44条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第44条第３項または前条第３項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第50条の２　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）

第51条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.am.mufg.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第51条の２　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第52条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（附則）

第１条　この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第２条　第41条第６項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第３条　削除

第４条　2006年12月29日現在の信託約款第11条、第12条、第14条から第20条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

2004年11月19日

（付表）

１．約款第13条第２項および第43条第５項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

オーストラリア証券取引所の休業日

シドニーの銀行の休業日

MUFG 三菱UFJアセットマネジメント